

授業料等減免の対象者の追加
授業料等減免の対象者として、確認大学等に在学する学生等のうち、特に優れた者であり、かつ、当該学生等が三人以上の子等の生計を維持する者に生計を維持されている子等であることに該当する者として、確認大学等の設置者が認定を行ったものを加え、その授業料等減免の額は確認大学等の種別その他の事情を考慮して政令で定める額とするとした。(第四条第一項及び第二項関係)

認定手続等に関する規定の整備
(一) 認定を受けようとする学生等は、いずれの認定事由に該当する者として当該認定を受けようとするかの別等を記載した申請書等を確認大学等の設置者に提出し、確認大学等の設置者が、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、当該学生等が特に優れた者であり、かつ、当該申請書に記載した認定事由に該当する者であると認める場合に認定を行うとした。(第五条関係)

(二) 授業料等減免対象者は、別の認定事由に該当する者として授業料等減免を受けようとするときは、当該別の認定事由に該当する者であることについての認定を受けなければならないこととした。(第六条関係)

授業料等減免についての配慮事項の新設
国は、学生等及びその生計を維持する者の収入の状況に鑑み、これらの者に授業料等の負担を求めることが極めて困難な状況にあることに該当する者に係る授業料等減免については、経済的理由により極めて修学が困難な者の修学の機会の確保に資するため、独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第九四号)に規定する学資の支給と相まって大学等の修学に係る諸費用に対する総合的な支援となるよう配慮することとした。(第一五条関係)

その他所要の改正を行うこととした。
(一) この法律の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。(附則第二条・第五条関係)

(二) 政府は、この法律の施行後四年を目途として、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした。(附則第六条関係)

◇ 戰没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律(法律第一八号)(厚生労働省)
(一) 戰没者等の遺族に対する援護の措置等で、同一の戦没者等に公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいないものに對し、特別弔慰金として額面二七万五、〇〇円、五年償還の国債を支給することとした。
(二) 特別弔慰金に関する処分等に係る審査請求に対する裁決について、その諸問先を行政不服審査会から審議会等で政令で定めるものに変更することとした。(第一条関係)

(三) 令和二年四月一日における戦没者等の遺族で、同一の戦没者等に公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいないものに対し、特別弔慰金として額面二七万五、〇〇円、五年償還の国債を支給することとした。
(四) この法律は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇ 関税税率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(政令第一四一号)(財務省)
(一) 特別緊急関税制度について、輸入数量の算出方法について、適用年度の更新に伴う所要の規定の整備を行うこととした。(関税暫定措置法施行令第一四条関係)

◇ 特別特恵税率の適用対象に関し、後発開発途上国に準ずる国を対象国に追加することとに伴い、後発開発途上国でなくなつてから二年を経過するまでの国を後発開発途上国に準ずる国とすることとした。(関税暫定措置法施行令第二五条関係)

1 戰没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令の一部を改正する政令(政令第一四三号)(厚生労働省)
(一) 戰没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和四〇年法律第一〇〇号)第八条の審議会等で政令で定めるものは、援護審査会とすることとした。(本則関係)

2 施行期日等
(一) 関係政令について所要の改正を行うこととした。(附則第二項及び第三項関係)
(二) この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇ 戰没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令の一部を改正する政令(政令第一四三号)(厚生労働省)
(一) 戰没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和四〇年法律第一〇〇号)第八条の審議会等で政令で定めるものは、援護審査会とすることとした。(本則関係)

3 児童福祉法上に新設される乳児等通園支援事業において供される脱脂粉乳を給食用脱脂粉乳の対象に追加することを受け、関係規定の整備を行うこととした。(関税定率法施行令第六五条、関税暫定措置法施行令第三二条及び第三三条並びに畜産経営の安定に関する法律施行令第一条関係)

4 レバノンを便益関税の適用国に追加することとした。(関税定率法第五条の規定による便益関税の適用に関する政令別表関係)

5 関税割当制度の適用を受ける物品につき令和七年度の関税割当数量を規定することとした。(関税割当制度に関する政令別表関係)

6 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社が運営する電子情報処理組織を使用して行うことができる業務の追加を行うこととした。(電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令第一条及び別表関係)

7 その他所要の規定の整備を行うこととした。
この政令は、一部の規定を除き、令和七年四月一日から施行することとした。

8 7

三 施行期日
この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇ 戰没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令の一部を改正する政令(政令第一四三号)(厚生労働省)
(一) 戰没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和四〇年法律第一〇〇号)第八条の審議会等で政令で定めるものは、援護審査会とすることとした。(本則関係)

1 大学等における修学の支援に関する法律第一一部改正関係
(一) 大学等における修学の支援に関する法律第一一部改正関係
四条第二項第一号に掲げる授業料等減免対象者について、授業料等減免の額を定めることとした。(第二条第一項第一号関係)

2 その他所要の改正を行うこととした。

二 関係政令の整備関係
関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。(第二条・第五条関係)

第十三条第一項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。
別表第一第一〇四〇二・一〇号中「受ける児童」の下に「若しくは同条第二三項に規定する事業による遊び及び生活の場の提供を受ける乳児若しくは幼児」を加え)及び)を「」並びに「」に改め、同表第一八〇六・一〇号中「二〇・四%」を「一九%」に改め、同表第一八〇六・一〇号中「二〇・二〇・一〇号中「二〇・九%」を「一九・九%」に改め、同表第一九〇一・九〇号中「二二・三%」を「二一・二%」に改め、同表第二一〇六・一〇号中「七・七%」を「五・八%」に改め、同表第二一〇六・九〇号中「二・三%」を「二一・二%」に改める。

別表第一第二九・〇九項の次に次の一項を加える。

二九・三四 核酸及びその塩(化学的に単一であるかないかを問わな
い)並びにその他の複素環式化合物

その他のもの

二 その他のもののうち

リチウムリビス(オキサラト)ボラート

無税

別表第一の三中「令和七年三月三一日」を「令和八年三月三一日」に改め、同表第一〇四〇二・一〇号中「受ける児童」の下に「若しくは同条第二三項に規定する事業による遊び及び生活の場の提供を受ける乳児若しくは幼児」を加え)及び)を「」並びに「」に改める。
別表第一の三の二、別表第一の六及び別表第一の八中「令和七年三月三一日」を「令和八年三月三一日」に改める。

附則

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第二条及び次条の規定は、令和九年一月一日から施行する。

(附則の一部改正に伴う経過措置)

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第二条及び次条の規定は、令和九年一月一日から施行する。

(附則の一部改正に伴う経過措置)

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第二条及び次条の規定は、令和九年一月一日から施行する。

第二条 第十二条の規定による改正後の関税法第十二条の四第三項の規定は、令和九年一月一日以後に関税法第十二条第九項に規定する法定納期限が到来する関税について適用し、同日前に当該法定納期限が到来した関税については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

財務大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 石破 茂

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣 石破 茂

大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

二 前項第一号の認定事由に該当する者として同項の認定(第六条第一項に規定する変更認定を含む。次号において同じ。)を受けた授業料等減免対象者 確認大学等の種別その他の事情を考慮して政令で定める額

二 前項第二号の認定事由に該当する者として同項の認定を受けた授業料等減免対象者 当該授業料等減免対象者及びその生計を維持する者の収入の状況並びに確認大学等の種別その他の事情を考慮して政令で定める額

法律第十七号

大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律

大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第八号)の一部を次のように改正する。

第一条 第二章 大学等における修学の支援 第二節 学資支給(第三条)
第三節 授業料等減免(第六条・第五条)
第二節 通則(第三条)
第三節 授業料等減免(第六条・第十六条)

第三条 第十五条に、「第十七条・第十八条」を「第十六条・第十七条」に、「第十九条」を「第十八条」に改める。

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この法律は、多数の子等の教育費を負担している家庭及び経済的理由により子等の教育費の負担を求めることが極めて困難な状況にある家庭における教育費の負担の一部を社会全体で負担することによりこれらの家庭における負担の軽減を図るため、これらの家庭の学生等に係る大学等の授業料等(授業料及び入学金をいう。以下同じ。)の減免を行い、もつて子育てに希望を持つことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

第二条 第二項中「第七条第一項及び第十条」を「次条第一項及び第八条」に改め、同条第三項中「第七条第一項」を「次条第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 この法律において「子等」とは、子その他これに類する者として文部科学省令で定めるものをいう。

第二章第一節及び第二節、同章第三節の節名並びに第六条を削る。

第七条第一項中「授業料等減免」を「次条第一項の規定による授業料等の減免」に改め、同項第一号中「限る。第十条第一号」を「限る。第八条第一号」に、「いう。第十条第一号」を「いう。同号」に改め、同項第三号中「第十条第一号」を「第八条第一号」に改め、同項第五号中「第十条第三号」を「第八条第三号」に改め、同項第六号中「第十条第四号」を「第八条第四号」に改め、同条第二項中「第九条第一項第一号及び第十五条第一項第一号」を「第七条第一項第一号及び第十三条第一項第一号」に改め、同項第三号中「第十五条第一項」を「第十三条第一項」に改め、第二章中同条を第三条とする。

第八条の見出し中「授業料等の減免」を「授業料等減免」に改め、同条第一項及び第二項を次のように改める。

確認大学等の設置者は、当該確認大学等に在学する学生等のうち、特に優れた者であり、かつ、次の各号に掲げる要件(以下「認定事由」という。)のいずれかに該当する者として認定を行つたもの(以下「授業料等減免対象者」という。)に対し授業料等の減免を行ふものとする。

一 当該学生等が三人以上の子等の生計を維持する者に生計を維持されている子等であること。

二 当該学生等及びその生計を維持する者の収入の状況に鑑み、これらの者に授業料等の負担を要求することが極めて困難な状況にあること。

三 次の各号に掲げる授業料等減免対象者に對して前項の規定により行う授業料等の減免(以下「授業料等減免」という。)の額は、当該各号に定める額とする。

二 前項第一号の認定事由に該当する者として同項の認定(第六条第一項に規定する変更認定を含む。次号において同じ。)を受けた授業料等減免対象者 確認大学等の種別その他の事情を考慮して政令で定める額

第八条を第四条とし、同条の次に次の二条を加える。

(認定の手続)

第五条 前条第一項の認定を受けようとする学生等は、文部科学省令で定めるところにより、いずれの認定事由に該当する者として当該認定を受けようとするかの別その他文部科学省令で定める事項を記載した申請書に、当該学生等の学業成績に関する書類その他の文部科学省令で定める書類(以下この項において「学業成績関係書類等」という)及び当該認定事由に該当することを証する書類を添付して、当該学生等が在学する確認大学等の設置者に提出しなければならない。ただし、文部科学省令で定める場合には、学業成績関係書類等の添付を省略することができる。

2 前条第一項の認定は、確認大学等の設置者が、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、前項の申請書を提出した学生等が特に優れた者であり、かつ、当該申請書に記載した認定事由に該当する者であると認める場合に行うものとする。

(変更認定)

第六条 授業料等減免対象者は、当該認定を行った確認大学等の設置者から当該認定に係る認定事由とは別の認定事由に該当する者として授業料等減免を受けようとするときは、当該別の認定事由に該当する者であることについて当該設置者の認定(以下この条において「変更認定」という)を受ければなければならない。変更認定に係る認定事由とは別の認定事由に該当する者として当該設置者から授業料等減免を受けようとするときも、同様とする。

2 前条第一項本文及び第二項の規定は、変更認定について準用する。この場合において、同条第一項本文中「学生等は」とあるのは、「授業料等減免対象者は」と、「当該学生等の学業成績に関する書類その他の文部科学省令で定める書類(以下この項において「学業成績関係書類等」という)及び当該」とあるのは、「当該」と、「当該学生等が在学する」とあるのは、「次条第一項の」と、同条第二項中「学生等が特に優れた者であり、かつ」とあるのは、「授業料等減免対象者が」と読み替えるものとする。

第九条 第二項中「第七条第三項」を「第三条第三項」に改め、同条を第七条とする。

第十条 第二項中「第十二条第三項」を「第十条第三項」に改め、同条を第八条とし、第十二条を第九条とする。

第十二条 第二項中「第八条第一項の規定による」を「第四条第一項又は第六条第一項の」に改め、同条を第十条とし、第十三条を第十二条とし、第十四条を第十二条とする。

第十五条 第二項中「第十三条第二項」を「第十二条第二項」に改め、同条第二項中「第七条第三項」を「第三条第三項」に改め、同条を第十三条とする。

第十六条 第二項中「第十条及び第十二条」を「第八条及び第九条」に改め、同条を第十四条とし、第二章中同条の次に次の二条を加える。

(第四条第一項第二号の認定事由に該当する者に係る授業料等減免についての配慮事項)

第十五条 国は、第四条第一項第二号の認定事由に該当する者に係る授業料等減免については、経済的理由により極めて修学が困難な者の修学の機会の確保に資するため、独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)第十三条第一項第一号に規定する学資の支給と相まって大学等の修学に係る諸費用に対する総合的な支援となるよう配慮するものとする。

第十七条 第二項中「第十条」を「第八条」に改め、同条第二項中「第十二条第二項」を「第十条第二項」に改め、第三章中同条を第十六条とし、第十八条を第十七条とする。

第十九条第一項中「第十三条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条第二項中「第十三条第二項」を「第十二条第二項」に改め、「忌避した」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、第四章中同条を第十八条とする。

附則第四条第一号中「学資支給」を「独立行政法人日本学生支援機構法第十三条第一号に規定する学資の支給」に、「独立行政法人日本学生支援機構法」を「同法」に改め、同条第二号中「第十二条」を「第八条」に、「第十二条」を「第九条」に改める。

(施行期日)

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

(認定に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の大学等における修学の支援に関する法律(次条において「旧法」という)第八条第一項の規定による認定を受けており、かつ、当該認定に係る大学等(大学等における修学の支援に関する法律第二条第一項に規定する大学等をいう。次条において同じ。)に引き続き在学する者についてのこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以降の在学に係る授業料の減免については、当該者は、施行日において、この法律による改正後の大学等における修学の支援に関する法律(附則第六条において「新法」という。)第四条第一項第二号の認定事由(同項に規定する認定事由をいう。)に該当する者として同項の認定を受けたものとみなす。

(授業料等減免に関する経過措置)

第三条 施行日前に旧法第八条第一項の規定による認定を受けた者の当該認定に係る大学等の入学金及び施行日前の在学に係る授業料の減免については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後四年を目途として、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正)

第七条 日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

(第二十三条第四項中「第十条」を「第八条」に改める。)

(独立行政法人日本学生支援機構法の一部改正)

第八条 独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

(第十七条の二第一項中「第二条第三項」を「第二条第四項」に、「第十五条第一項」を「第十三条第一項」に、「第七条第一項」を「第三条第一項」に改める。)

(学校教育法の一部を改正する法律の一部改正)

第九条 学校教育法の一部を改正する法律(令和六年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

(附則第七条中大学等における修学の支援に関する法律第二条第二項の改正規定の前に次のように加える。)

第一条中「学生等」を「学生」に改める。

(第一条中「学生等」を「学生」に改める。)

附則第七条のうち大学等における修学の支援に関する法律第三条、第八条第一項並びに第十二条第一項第二号及び第三項の改正規定中「第三条、第八条第一項並びに第十二条第一項第二号」を「第四条第一項、第五条、第六条第二項並びに第十条第一項第二号」に改める。

(こども家庭庁設置法の一部改正)

第十条 こども家庭庁設置法(令和四年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

(第四条第一項第二十三号中「大学等における修学の支援に関する法律」を「独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)第十三条第一項第一号に規定する学資の支給及び大学等における修学の支援に関する法律」に、「の規定による大学等における修学の支援」を「第四条第一項の規定による授業料等の減免」に改める。)

(関税暫定措置法施行令の一部改正)
第三条 関税暫定措置法施行令(昭和三十九年政令第六十九号)の一部を次のように改める。

目次中「第十九条の十二」を「第十九条の十」に改める。

第十四条第一項ただし書中「令和六年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和六年度」に改める。

第十九条の三の表中九の項を削り、同表の十の項中「五十九の項」を「五十八の項」に改め、同項を同表の九の項とし、同表中十一の項を十の項とし、十二の項から十九の項までを一項ずつ繰り上げ、二十の項を削り、同表の二十一の項中「五十九の項」を「五十八の項」に改め、同項を同表の十九の項とする。

第十九条の九を削り、第十九条の十を第十九条の九とし、第十九条の十一を第十九条の十とする。

第二十五条第一項中「第八項第一号」を「第九項第一号」に改め、同条第三項中「第七項及び第八項」を「第八項及び第九項」に改め、同条第八項第四号中「第五項」を「第六項」に改め、同項

を同条第九項とし、同条第七項第二号中「日」の下に「から起算して二年を経過した日」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「特惠関税について」の下に「特別」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第八条の二第三項に規定する」の下に「同項の規定による特惠関税(同項に規定する特惠関税をいう。以下この項、次項及び第八項第三号において同じ。)について特別の便益を与えることが適當であるものとして」を加え、「同項の」を「同条第三項の」に改め、「同項に規定する特惠関税をいう。次項及び第七項第三号において同じ。」を削り、「について」の下に「特別」を加え、「指定したもの」を「指定した国」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

法第八条の二第三項に規定する国際連合総会の決議により後開発途上国とされている国に準ずるものとして政令で定める国は、国際連合総会の決議により後開発途上国とされていた国で二十三項に規定する事業による遊び及び生活の場の提供を行う者」を加える。

第三十二条第一項第一号中「受ける児童」の下に「若しくは同条第二十三項に規定する事業による遊び及び生活の場の提供を受ける乳児若しくは幼児」を加える。

第三十三条第五項中「」及び「」を「」並びに「」に改め、「保育を行う者」の下に「若しくは同条第二十項に規定する事業による遊び及び生活の場の提供を行う者」を加える。

別表第一の二十八の項を次のように改める。

二十八 削除

別表第一中二十八の二の二の項を削る。

別表第一の四十四の項を次のように改める。

四十四 削除

別表第一の五十一の項を次のように改める。

五十一 削除

別表第一中五十八の二の二の項を削る。

(税関関係手数料令の一部改正)
第四条 税関関係手数料令(昭和二十九年政令第六十四号)の一部を次のように改正する。

第十三条の五第一項から第三項までの規定中「令和七年三月分」を「令和九年三月分」に改める。

(関税定率法第五条の規定による便益関税の適用に関する政令の一部改正)
第五条 関税定率法第五条の規定による便益関税の適用に関する政令(昭和三十年政令第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

別表中近東の項中「シリアル」を「シリバノン」に改める。

(関税割当制度に関する政令の一部改正)
第六条 関税割当制度に関する政令(昭和三十六年政令第三百五十三号)の一部を次のように改める。

別表期間の欄中「令和六年四月一日から令和七年三月三日まで」を「令和七年四月一日から令和八年三月三日まで」に改め、同表数量の欄中「三二八、九〇〇トン」を「四九、九〇〇トン」に、「四、二二三、五〇〇トン」を「四、二四九、三〇〇トン」に、「三一八、九〇〇トン」を「三一四、四〇〇トン」に、「七八、五〇〇トン」を「五二、七〇〇トン」に、「一四三、五〇〇トン」を「一三五、三〇〇トン」に、「五〇五、五〇〇トン」を「五二九、七〇〇トン」に、「一六八、五〇〇トン」を「一六〇、七〇〇トン」に、「五、七〇〇トン」を「三三、〇〇〇トン」に、「八、一〇〇トン」を「八、八〇〇トン」に、「三七、一〇〇トン」を「三五、八〇〇トン」に改める。

(畜産経営の安定に関する法律施行令の一部改正)
第七条 畜産経営の安定に関する法律施行令(昭和三十六年政令第三百八十七号)の一部を次のように改める。

第十一条の表脱脂粉乳の項中「受ける児童」の下に「若しくは同条第二十三項に規定する事業による遊び及び生活の場の提供を受ける乳児若しくは幼児」を加える。

(電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部改正)
第八条 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令(昭和五十二年政令第二百二十号)の一部を次のように改める。

第一条第一項第二号二中「別表第八六号の二」を「同表第八六号の二」に改め、同号ト中「第四七号の五」を「第四七号の六」に改め、「第五七号の一九」を加え、「第八五号まで」を「第八四号の二まで、第八五号」に改め、同号中トをりとし、ヘをトとし、トの次に次のように加える。

ヘ 別表第四三号に規定する申立てに對する関税法第六十九条の四第三項(輸出してはならない貨物に係る申立て手続等)(同法第七十五条(外國貨物の積戻し)(同法第七十六条第一項郵便物の輸出入の簡易手続)の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)において準用する場合を含む。の規定による通知又は同表第四三号の五に規定する申立てに對する同法第六十九条の十三第三項(輸入してはならない貨物に係る申立て手続等)の規定による通知

第一条第一項第二号ホの次に次のように加える。

ヘ 別表第四三号に規定する申立てに對する関税法第六十九条の四第三項(輸出してはならない貨物に係る認定手続等)(同法第七十五条(外國貨物の積戻し)(同法第七十六条第一項郵便物の輸出入の簡易手続)の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)において準用する場合を含む。の規定による通知又は同表第四三号の五に規定する申立てに對する同法第六十九条の十三第三項(輸入してはならない貨物に係る認定手続等)の規定による通知

第一条第一項第二号の次に次の二号を加える。
二の二 関税法第六十九条の三第一項から第三項まで、第五項若しくは第六項(輸出してはならない貨物に係る認定手続等)、第六十九条の六第十一項(輸出差止申立てに係る供託等)、第六十九条の七第三項、第五項若しくは第六項(輸出してはならない貨物に係る意見を聽くことの求め等)、第六十九条の八第三項若しくは第四項(輸出してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求め等)(これらの規定を同法第七十五条等)、第六十九条の八第三項若しくは第四項(輸出してはならない貨物に係る認定手続を取りやめる場合を含む。)の規定による通知(同法第六十九条の三第一項に規定する特許権者等に対するものに限る。)に對する業務又は同法第六十九条の十二第一項から第三項まで、第六項若しくは第七項(輸入してはならない貨物に係る認定手続)、第六十九条の十五第五十項(輸入差止申立てに係る供託等)、第六十九条の十七第三項、第五項若しくは第六項(輸入してはならない貨物に係る意見を聽くことの求め等)、第六十九条の十八第三項若しくは第四項(輸入してはならない貨物に係る認定手続における農林水産大臣等への意見の求め)若しくは第六十九条の十九第三項若しくは第十二項(輸出してはならない貨物に係る認定手続)、第六十九条の十五第五十項(輸入差止申立てに係る供託等)、第六十九条の十七第三項、第五項若しくは第六項(輸入してはならない貨物に係る意見を聽くことの求め等)、第六十九条の十八第三項若しくは第四項(輸入してはならない貨物に係る認定手続における農林水産大臣等への意見の求め)若しくは第六十九条の二十第三項若しくは第十二項(輸入してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求め等)若しくは関税法施行令第六十二条の十六第七項(輸入してはならない貨物に係る認定手続)の規定による通知(同法第六十九条の十二第一項に規定する特許権者等に対するものに限る。)に関する業務

（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部改正）

三條 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和二十九年政令第一百一十四号）の一部を次の如くに改正する。

(子ども家庭庁組織令の一部改正)
第五条 子ども家庭庁組織令(令和五年二月二日付
第二条第二十号中「大学等における

學生支援機

1000

（平成十五年法律第六十四号）第十三条第一項第一号に規定する学資の支給及び大学等における修学の支援に関する法律」に「の規定による大学等における修学の支援」を「第四条第一項の規定による授業料等の減免」に改める。

第九条第二十六号中「大学等における修学の支援に関する法律の規定による大学等における修学の支援」を「独立行政法人日本学生支援機構法第十三条第一項第一号に規定する学資の支給及び大学等における修学の支援に関する法律第四条第一項の規定による授業料等の減免」に改める。

この政令は、令和七年四月一日から施行する

内閣総理大臣 石破茂
財務大臣 加藤勝信

文部科学大臣 阿部俊子

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

印名印

御名御種

令和七年三月三十日

内閣總理大臣 石破茂

政令第一百四十三号

内閣は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令の一部を改正する政令

定に基づき、この政令を制定する。

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令（昭和四十年政令第百八十三号）の一部を次のよ
うに改正する。

第四条中「第二条の」を「第三条の」に改め、同条を第五条とし、第三条を第四条とする。
第二条中「第十三条の第二項」を「第十四条第二項」に改め、同条を第三条とする。

第一条の次に次の二条を加える。

第一条 法第八条の審議会等で政令で定めるものは、援護審査会とする

（施行期日） 附則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。
(地方自治法施行令)一部又二三

2
（地方自治法施行令の一部改正）
地方自治法施行令（昭和二十一年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第 戦没者等の遺族に対する特別年額金支給法施行令（昭和四十年政令第百六十三号）の項
中〔第二条〕を〔第三条〕に〔第三条〕を〔第四条〕に改める。

（厚生労働省組織令の一
部改正）

第一百三十四条第一項中「(昭和三十八年法律第一百六十八号)」の下に「、戦没者等の遺族に対する特

別弔慰金支給法」を加える。

第一条の二第一項中「第八条第一項」を「第四条第一項」に改め、同項第二号及び同条第一項第二号中「同条第一項第二号から第四号まで」を「同条第一項第二号□から二まで」に、「当該各号を「同号□から二まで」に改める。

省令

○財務省令第三十五号

関税率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和七年政令第百四十一号）の施行に伴い、及び税関関係法令を実施するため、税関関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

財務大臣 加藤 勝信

税関関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令の一部を改正する省令

税関関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成十五年財務省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

（処分通知等の指定）

第七条 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第三条第一項の規定により適用される情報通信技術活用法第七条第一項の規定により輸出入等関連情報処理組織を使用する方法により行うことができる処分通知等は、第五条第三項、第五条の二第二項又は第五条の三第四項の規定による通知及び電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令第一条第一項第二号から第二号の三までに掲げる業務とする。

（処分通知等の指定）

第七条 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第三条第一項の規定により適用される情報通信技術活用法第七条第一項の規定により輸出入等関連情報処理組織を使用する方法により行うことができる処分通知等は、第五条第三項、第五条の二第二項又は第五条の三第四項の規定による通知及び電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令第一条第一項第二号イからトまでに掲げる教示、通知、交付又は詰否の応答とする。

附 則

この省令は、令和七年十月十二日から施行する。

○財務省令第三十六号

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）第五条第五項の規定に基づき、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第五条第一項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

財務大臣 加藤 勝信

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第五条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令の一部を改正する省令

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第五条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改める。

（国債の名称） 改 正 後

第一条 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号。以下「法」という。）

第五条第二項の規定により発行する国債は、第十二回特別弔慰金国庫債券（以下「国債」という。）とする。

（額面金額）

第一条 国債の額面金額は、二十七万五千円とする。

（国債の名称） 改 正 前

第一条 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号。以下「法」という。）

第五条第二項の規定により発行する国債は、第十一回特別弔慰金国庫債券（以下「国債」という。）とする。

（額面金額）

第一条 国債の額面金額は、二十五万円とする。

(記名)

第三条 国債には、その裏面に厚生労働大臣又は戦没者等の遺族に対する特別弔慰金文給法施行

うこととされた者が特別弔慰金を受ける権利を有する者として裁定した者（以下「受取人」という。）の氏名（第十一条の規定による記名の変更の手続がされた場合においては、当該変更後の氏名）を記載し、その賦札に「記名」の二字を表示する。

第九条 [略]

2 前項の届出は、施行規則第一条第一項に規定する特別弔慰金請求書を提出することにより行うものとする。

〔3
・
4
略〕

第二号書式

第九条〔同上〕
2 前項の届出は、施行規則第一条第一項に規定する特別弔慰金請求書を提出する際に、これに添えて、別紙第二号書式による氏名等届出書により行うものとする。

添えて、別紙第二号書式による氏名等届出書により行うものとする。

第二号書式

第2号

備考　表中の「」の記載は注記である。

(施行期日)

第一條 この省令は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正前の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第五条第一項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令第一条の第十一回特別弔慰金国庫債券の手続については、なほ並前の例による。

2 この省令の施行の際、現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

お従前の例による。

三条 国債には、その裏面に厚生労働大臣又は戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行

イ 直前の年度に当該大学（別科及び専攻科並びに大学院を除く。）又は高等専門学校（専攻科を除く。）を卒業した者のうちで大学（別科を除く。）高等専門学校又は専門学校に進学した者及び就職した者が占める割合が九割を超える場合

〔イを加える。〕

〔大学等の確認要件の特例〕
〔略〕

4 確認大学等のうち、前条第二号ハに該当しない大学又は高等専門学校が、同号イ又はロのいずれかに該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該大学又は高等専門学校は前条第二号の基準に適合したものとみなす。

合

第四条
〔略〕

〔大学等の確認要件の特例〕
〔略〕

4 確認大学等のうち、前条第二号ハに該当しない大学又は高等専門学校が、同号イ又はロのいずれかに該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該大学等の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める割合以上であること。

(1)・(2) 〔略〕

4 確認大学等のうち、前条第二号ハに該当しない大学又は高等専門学校が、同号イ又はロのいずれかに該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該大学等の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める割合以上であること。

(1)・(2) 〔略〕

〔大学等の確認要件の特例〕
〔略〕

4 確認大学等のうち、前条第二号ハに該当しない大学又は高等専門学校が、同号イ又はロのいずれかに該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該大学等の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める割合以上であること。

(1)・(2) 〔略〕

〔大学等の確認要件の特例〕
〔略〕

4 確認大学等のうち、前条第二号ハに該当しない大学又は高等専門学校が、同号イ又はロのいずれかに該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該大学等の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める割合以上であること。

の号において同じ。）の収容定員（昼間又は夜間において授業を行う学部、学科又はこれらに準ずるものが通信教育を併せ行う場合の当該通信教育（以下この号において「併設通信教育」という。）に係る収容定員を除く。以下この号、次条第六項及び附則第三条第三項において同じ。）の充足率（五月一日現在における収容定員の数に対する当該大学等に在学する学生等（併設通信教育に係る学生等を除く。）の数の比率をいう。同項いう。次条第六項及び附則第三条第三項において同じ。）が次の(1)又は(2)に掲げる大学等の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める割合以上であること。

の号において同じ。）の収容定員（昼間又は夜間において授業を行う学部、学科又はこれらに準ずるものが通信教育を併せ行う場合の当該通信教育（以下この号において「併設通信教育」という。）に係る収容定員を除く。以下この号及び附則第三条第三項において同じ。）の充足率（五月一日現在における収容定員の数に対する当該大学等に在学する学生等（併設通信教育に係る学生等を除く。）の数の比率をいう。同項において同じ。）が次の(1)又は(2)に掲げる大学等の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める割合以上であること。

の号において同じ。）の収容定員（昼間又は夜間において授業を行う学部、学科又はこれらに準ずるものが通信教育を併せ行う場合の当該通信教育（以下この号において「併設通信教育」という。）に係る収容定員を除く。以下この号及び附則第三条第三項において同じ。）の充足率（五月一日現在における収容定員の数に対する当該大学等に在学する学生等（併設通信教育に係る学生等を除く。）の数の比率をいう。同項において同じ。）が次の(1)又は(2)に掲げる大学等の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める割合以上であること。

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

選考対象者（前項第三号イ又はロに掲げる者を除く。）のうち選考時において被認大学等への入学後一年を経過していないものにあっては、次のいずれかの基準（認定試験合格者のうち機構確認者に該当するかどうかを判定する方法により、特に優れた者であると認められること。

イ・ロ 略

選考対象者（前項第二号イ又はロに掲げる者を除く。）のうち選考時において確定試験合格者のうち機構確認者にあっては、ロの基準）に該当するかどうかを判定する方法により、特に優れていると認められる事と。
イ・ロ [同上]

2
九 同時に二つ以上の申請を同一の在りてする
学生等にあつては、他の確認大学等において、前条第一項の申請を行つてゐる者
について、前項の選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

2 九
二以一の研究ノミニ等に有ニテ、ノミニト等
にあつては、他の確認大学等において、
前条第一項の申請を行つてゐる者
選考は、次の各号に掲げる基準及び方法
により行うものとする。

〔略〕
二一八 は減免更認定の取消しを受けたことがないものを除く。)

項に規定する授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けたことがないもの(を除く)。

いて行うものとする。

(以下「選考対象者」という。)について行うものとする。

21
減免認定又は減免変更認定は、当該減免認定又は減免変更認定を受けようとする学生等が日本国籍を有する者又は次の各号のいずれかに該当する者でなければ、行つてはならない。

第十条 減免認定を受けようとする者に係る
選考は、次の各号のいずれにも該当しない学生等（以下「選考対象者」という。）につ

3 授業料等減免対象者としての認定は、授業料等減免を受けようとする学生等が日本国籍を有する者又は次の各号のいずれかに該当する者でなければ、行つてはならない。

次条第一項に規定する選考の結果、その在学する確認大学等の設置者が授業料等減免対象者としての認定を行うべき者とみな

三 選考対象者のうち法第四条第一項第一号の認定事由に該当する者として減免認定を受けようとするものにあっては、次

四|選考対象者のうち法第四条第一項第二号の認定事由に該当する者として減免認定を受けようとするものにあつては、当該選考対象者及びその生計維持者の収入

三三清文彙者及てその生言絶著者
が有する資産（現金及びこれに準ずる
もの、預貯金並びに有価証券をいう。
以下同じ。）の合計額が三億円未満であ
り。

親族である子の数及び当該生計維持者に係る法第二条第三項の文部科学省令で定める者の数の合計が三人以上であること。

のいすれにも該当するかどうかを判定する方法により、当該認定事由に該当する者であると認められること。

イ 当該選考対象者が、その生計維持者の扶養親族である子又は当該生計維持者に係る法第二条第三項の文部科学省令で定める者のいすれかに該当する者であること。

ロ 当該選考対象者の生計維持者の扶養

〔号を加える。〕

うかを判定する方法により、極めて修学に困難があると認められること。

(1) 多子世帯における生計維持者の扶養親族（施行令第二条第二項に規定する授業料等減免実施年度分の地方

参考対象者及びその生計を維持する者（以下「生計維持者」という。）の収入及び資産の状況について、次に掲げるものがそれぞれ次に定める額に該当するかどうか

〔号を加える。〕

する確認大学等の学部等（以下「公示対象学部等」という。）に在学する者十五万四千五百円未満

3 前項第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者であつて過去に減免認定を受けたことがあるものに係る特に優れた者であることに係る判定は、それぞれ当該各号に定める確認大学等における学業成績が別表第二に定める基準に該当するかどうかを判定する方法により行うものとする。この場合において、当該判定の結果、当該学業成績が同表の上欄に定める廃止の区分に該当しないときは、特に優れた者であると認められることとする。

一・二 【略】

(2) **【略】**
 選考対象者及びその生計維持者が有する資産の合計額 五千万円未満

税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）に係る生計維持者の扶養親族（当該生計維持者が同項ただし書に規定する市町村民税の所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない場合にあっては、これに準ずる者として適切と認められる者）をいい、生計維持者のいすれかの尊属である者及び扶養する生計維持者の年長者（生計維持者のいすれかの子である者を除く。）を除く。以下同じ。）である者又は特にその授業料に係る経済的負担の軽減の必要性が高いと認められるものとして文部科学大臣が別に公示する確認大学等の学部等（以下「公示対象学部等」という。）に在学する者 十五万四千五百円未満

3 前項第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者であつて過去に減免認定を受けたことがあるものに係る特に優れた者であることに係る判定は、それぞれ当該各号に定める確認大学等における学業成績が別表第二に定める基準に該当するかどうかを判定する方法により行うものとする。この場合において、当該判定の結果、当該学業成績が同表の上欄に定める廃止の区分に該当しないときは、特に優れた者であると認められることとする。

一・二 【同上】

(2) **【同上】**
 選考対象者及びその生計維持者が有する資産 現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券をいう。以下同じ。の合計額 二千万円未満（生計維持者が一人の場合にあつては、一千二百五十万円未満）

5 第二項第四号イ(1)の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
 6 第二項第三号イ(1)の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
 4 【略】
 5 第二項第三号イ(1)の「多子世帯」とは、生計維持者の扶養親族の数が三以上である世帯をいう。
 6 第二項第三号イ(1)の「多子世帯」とは、生計維持者の扶養親族の数が三以上である世帯をいう。

7 確認大学等の設置者は、第一項及び第六項の選考を行つては、機構省令第二十三条の二の規定により独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が行う給付奨学生認定に係る選考の結果その他の機構の保有する情報（次条第三項において「機構選考結果等」という。）を活用し

【項を加える。】

(減免認定又は減免変更認定に係る減免申請書記載事項等)

「条を加える。」

二　過去に授業料等減免を受けたことがあるか否かの別

法第五条第一項の文部科学省令で定める書類は、次の各号に掲げる学生等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一　前条第二項第一号に該当する選考対象者である学生等、学業成績に関する書類及び確認大学等における学修の計画に関する書類

二　前条第二項第一号に該当しない選考対象者である学生等、確認大学等における学修の計画に関する書類

法第五条第一項ただし書の文部科学省令で定める場合は、選考を行う確認大学等の設置者が、機構選考結果等を活用することにより、学生等が特に優れた者であることを見認める場合とする。

(認定の申請等)

第十一條　減免認定を受けようとする学生等は、その在学する確認大学等の設置者の定める日までに、減免申請書（法第五条第一項（法第六条第二項において準用する場合を含む。）の申請書をいう。以下この条から第十一条の三までにおいて同じ。）及び法第五条第一項（法第六条第二項において準用する場合を含む。）の書類（以下この条から第十一条の三までにおいてこれらを「減免申請書等」という。）を当該確認大学等の設置者（その者が同時に二以上の確認大学等に在学するときは、これらのうちいずれかの確認大学等の設置者）に提出するものとする。

(認定の申請等)
第十一條 授業料等減免を受けようとする学生等は、その在学する確認大学等の定める日までに、申請書（以下この条から第十一条の三までにおいて「減免申請書」という。）を当該確認大学等（その者が同時に二以上の確認大学等に在学するときは、これらのうちいずれか一の確認大学等）に提出するものとする。

2 前項の場合において、入学金減免を受けようとする学生等は、確認大学等に入学(第二十条第一号の編入学、同条第二号の入学、同条第三号の転学及び同条第五号の入学を含む。以下この項、次条及び第十一条の三において同じ。)する前年度又は入学後三月以内の当該確認大学等の設置者の定める日までに、減免申請書等を当該確認大学等の設置者に提出するものとする。

3 確認大学等の設置者は、第一項の規定による減免申請書等の提出があつたときは、当該減免申請書等を提出した学生等に係る第十条第一項の選考を行うものとする。

4 確認大学等の設置者は、前項の規定による選考のために必要があると認めるときは、減免申請書等のほか、減免認定を受けようとする学生等に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

5 第一項又は第二項の規定による減免申請書等の提出及び第四項の書類の提出は、書面又は電磁的方法により行うものとする。

6 確認大学等の設置者は、第十条第一項の選考の結果、選考対象者が減免認定を行うべき者であると認めるときは、当該減免認定を行うとともに、当該減免認定に係る授業料等減免対象者に対し、減免認定を行つた旨及び授業料等減免の額並びに施行令第二条第二項第二号イからニまでに掲げる区分(法第四条第一項第二号の認定事由に該当する者として減免認定を行うべき者である場合に限る。)を通知するものとする。

7 前項の場合において、授業料等減免の額が当該確認大学等の設置者の定める授業料等(授業料及び入学金をいう。以下この項において同じ。)の額未満となる場合は、授業料等減免対象者が当該確認大学等に納付すべき授業料等の額を通知するものとす

5 確認大学等の設置者は、選考の結果選考対象者が授業料等減免対象者としての認定を行うべき者であると認めるときは、授業料等減免対象者としての認定を行うとともに、当該授業料等減免対象者に対し、その旨並びに減免額算定基準額の区分（施行令第二条第一項各号に掲げる区分をいう。）及び授業料等減免の額を通知するものとする。

8|| 確認大学等の設置者は、選考の結果、選考対象者が減免認定を行なうべき者でないと認めるときは、当該選考対象者に対し、その旨を通知するものとする。

9|| 第一項及び第三項から前項までの規定

は、減免変更認定を受けようとする授業料等減免対象者について準用する。

この場合において、第一項、第三項及び第四項中「学生等」とあるのは「授業料等減免対象者」と、第一項中「当該確認大学等の設置者(その者が同時に二以上の確認大学等に在学するときは、これらのうちいづれか一の確認大学等の設置者)に提出」とあるのは「当該減免認定又は当該減免変更認定を行なった確認大学等の設置者」と、第三項、第四項、第五項及び第七項中「確認大学等の設置者」とあるのは「当該減免認定又は当該減免変更認定を行なった確認大学等の設置者」と、第三項及び第六項中「第十条第一項第一項第六項」と読み替えるものとする。

(授業料減免の始期及び終期)

第十一条の二 授業料減免は、次の各号に掲げる授業料等減免対象者の区分に応じ、そ

れぞれ当該各号に定める月分から授業料減免を行うべき事由が消滅した日の属する月分まで行うものとする。

一 確認大学等への入学年度の前年度又は入学後三月以内の当該確認大学等の設置者の定める日までに減免申請書等を提出した者 当該確認大学等に入学した日の属する月

二 確認大学等に入学後三月を経過した後の七月から十二月までの当該確認大学等の設置者の定める日までに減免申請書等を提出した者 当該減免申請書等を提出した日の属する月

三 確認大学等に入学後三月を経過した後の七月から十二月までの当該確認大学等の定める日までに減免申請書等を提出した者 当該減免申請書等を提出した日の属する月の十月

7|| 確認大学等の設置者は、選考の結果、選考対象者が授業料等減免対象者としての認定を行なうべき者でないと認めるときは、当該選考対象者に対し、その旨を通知するものとする。

「項を加える。」

考対象者が授業料等減免対象者としての認定を行なうべき者でないと認めるときは、当該選考対象者に対する授業料等減免対象者に対する授業料等減免申請書等を提出した者の属する年の四月

(緊急に授業料減免を受けることが必要な設置者の定める日までに減免申請書等を提出した者 当該減免申請書等を提出した日の属する月の属する年の四月

三 確認大学等に入学後三月を経過した後の二月から六月までの当該確認大学等の設置者の定める日までに減免申請書等を提出した者の属する年の四月

(緊急に授業料減免を受けることが必要な設置者の定める日までに減免申請書等を提出した者 当該減免申請書等を提出した日の属する月の属する年の四月

三 確認大学等に入学後三月を経過した後の二月から六月までの当該確認大学等の定める日までに減免申請書等を提出した者 当該減免申請書等を提出した日の属する月の属する年の四月

(緊急に授業料減免を受けることが必要な設置者の定める日までに減免申請書等を提出した者 当該減免申請書等を提出した日の属する月の属する年の四月

三 確認大学等に入学後三月を経過した後の二月から六月までの当該確認大学等の定める日までに減免申請書等を提出した者 当該減免申請書等を提出した日の属する月の属する年の四月

(授業料減免の始期及び終期)

第十一条の二 授業料減免は、次の各号に掲げる授業料等減免対象者の区分に応じ、そ

れぞれ当該各号に定める月分から授業料減免を行うべき事由が消滅した日の属する月分まで行うものとする。

一 確認大学等への入学年度の前年度又は入学後三月以内の当該確認大学等の設置者の定める日までに減免申請書等を提出した者 当該確認大学等に入学した日の属する月

二 確認大学等に入学後三月を経過した後の七月から十二月までの当該確認大学等の定める日までに減免申請書等を提出した者 当該減免申請書等を提出した日の属する月

三 確認大学等に入学後三月を経過した後の七月から十二月までの当該確認大学等の定める日までに減免申請書等を提出した者 当該減免申請書等を提出した日の属する月の十月

(授業料等減免対象者の学業成績の判定)

第十二条 確認大学等の設置者は、学年(短期大学(修業年限が二年のものに限り、認定専攻科を含む)、高等専門学校(認定専攻科を含む)及び専門学校(修業年限が二年以下のものに限る))(第十六条第二号において「短期大学等」という)について、学年の半期(定期)ごとに、授業料等減免対象者の学業成績が別表第一に定める基準に該当するかどうかの判定(以下「適格認定における学業成績の判定」という)を行うものとする。

(授業料等減免対象者の学業成績の判定)

第十二条 確認大学等は、学年(短期大学(修業年限が二年のものに限り、認定専攻科を含む)、高等専門学校(認定専攻科を含む)及び専門学校(修業年限が二年以下のものに限る))(第十六条第二号において「短期大学等」という)については、学年の半期ごとに、授業料等減免対象者の学業成績が別表第一に定める基準に該当するかどうかの判定(以下「適格認定における学業成績の判定」という)を行うものとする。

(生計維持者の変更等の届出)

第十四条の二 授業料等減免対象者は、その生計維持者の変更又は国籍若しくは在留資格の変更若しくは在留期間の更新があつたときは、確認大学等が定めるところにより、当該変更又は更新のあつた事項を当該確認大学等の設置者に届け出るものとする。

(認定の取消し等)

第十五条 確認大学等の設置者は、授業料等減免対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、減免認定又は減免変更認定を取り消すものとする。

一・三 【略】

2 確認大学等の設置者は、前項の規定により減免認定又は減免変更認定を取り消したときは、その者及び機構に対し、その旨を通知するものとする。

3 確認大学等の設置者は、適格認定における学業成績の判定の結果、当該学業成績が別表第二の上欄に定める警告の区分に該当するときは、当該授業料等減免対象者に対し、学業成績が不振である旨の警告を行うものとする。

第十六条 授業料等減免対象者が次の各号のいずれかに該当するものとして確認大学等の設置者が減免認定又は減免変更認定を取り消したときは、当該減免認定又は減免変更認定の効力が当該各号に定める日に遡つて失われるものとする。

一・二 【略】

第十七条 確認大学等の設置者は、第十五条

第一項及び前条の規定により減免認定又は減免変更認定を取り消したときは、遅滞なく、当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に対し、当該取消しの年月日並

(生計維持者の変更等の届出)

第十四条の二 授業料等減免対象者は、その生計維持者の変更又は国籍若しくは在留資格の変更若しくは在留期間の更新があつたときは、確認大学等が定めるところにより、当該変更又は更新のあつた事項を確認大学等に届け出るものとする。

(認定の取消し等)

第十五条 確認大学等の設置者は、授業料等減免対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、授業料等減免対象者としての認定を取り消すものとする。

一・三 【同上】

2 確認大学等の設置者は、前項の規定により授業料等減免対象者としての認定を取り消したときは、その者及び機構に対し、その旨の旨を通知するものとする。

3 確認大学等は、適格認定における学業成績の判定の結果、当該学業成績が別表第二の上欄に定める警告の区分に該当するときは、当該授業料等減免対象者に対し、学業成績が不振である旨の警告を行うものとする。

第十六条 授業料等減免対象者が次の各号のいずれかに該当するものとして確認大学等の設置者が当該授業料等減免対象者の

の認定を取り消したときは、当該授業料等減免対象者としての認定の効力が当該各号に定める日に遡つて失われるものとする。

一・二 【同上】

第十七条 確認大学等の設置者は、第十五条

第一項及び前条の規定により授業料等減免対象者としての認定を取り消したときは、遅滞なく、当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に対し、当該取消しの年月日並

(認定の効力の停止等)

第十八条 授業料等減免対象者が次のいずれかに該当するときは、授業料等減免対象者としての認定の効力が停止されるものとする。

一 日本国籍を有しなくなり、第九条第二項各号のいずれにも該当しないとき（出入国管理及び難民認定法第二十二条の二第一項の規定により本邦に在留することができる期間内に第九条第三項各号に該当することとなつた者を除く。）。

二 日本国籍を有せず、第九条第二項各号のいずれにも該当しなくなつたとき。

三・五 【略】

六 適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、次のイ又はロに掲げる授業料等減免対象者が、それぞれ当該イ又はロに定める場合に該当することとなつたとき。

イ 第一号授業料等減免対象者 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合

(1) 当該第一号授業料等減免対象者が、その生計維持者の扶養親族である子又は当該生計維持者に係る法第二条第三項の文部科学省令で定める者の中のいずれにも該当しなくなつた場合

(2) 当該第一号授業料等減免対象者の生計維持者の扶養親族である子の数及び当該生計維持者に係る法第一条第三項の文部科学省令で定める者の合計が三人未満となつた場合

月日並びに当該取り消された者の人数及び授業料等減免の額の合計額を届け出なければならない。

(認定の効力の停止等)

第十八条 授業料等減免対象者が次のいずれかに該当するときは、授業料等減免対象者としての認定の効力が停止されるものとする。

一 日本国籍を有しなくなり、第九条第三項各号のいずれにも該当しないとき（出入国管理及び難民認定法第二十二条の二第一項の規定により本邦に在留することができる期間内に第九条第三項各号に該当することとなつた者を除く。）。

二 日本国籍を有せず、第九条第三項各号のいずれにも該当しなくなつたとき。

三・五 【略】

六 適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額又は資産の合計額がそれぞれ第十条第二項第三号イ又はロに定める額に該当しなくなつたとき。

「イを加える。」

(3) 当該第一号授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の資産の合計額が第十条第二項第三号ハに定める額に該当しなくなつた場合
口 第二号授業料等減免対象者 当該第二号授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額又は資産の合計額がそれぞれ第十条第二項第四号に定める額に該当しなくなつた場合
第一号授業料等減免対象者が公示対象部等に在学しなくなつたとき (施行令第二条第二項本文に規定する方法によつて算定した額が五万三千三百円以上十五万四千五百円未満である場合に限る)。

七 公示対象学部等に在学しなくなつたとき (施行令第二条第一項本文に規定する方法によつて算定した額が五万三千三百円以上十五万四千五百円未満である者) (第十条第五項に規定する多子世帯における生計維持者の扶養親族を除く) に限り
八 確認大学等の定める日までに第十三条の規定により提出を求められた書類をその在学する確認大学等の設置者に提出しないとき。
九 確認大学等の設置者の定める日までに第十四条の二の規定による届出をその在学する確認大学等の設置者に対し行なつたとき。
十 前九号に掲げる場合のほか、減免認定又は減免変更認定の効力の停止について、授業料等減免対象者から申出があつたとき。
十一 前項の規定により減免認定又は減免変更認定の効力が停止された授業料等減免対象者であつて次の各号に掲げる者がそぞれ當該各号に該当すると認められるときは、減免認定又は減免変更認定の効力の停止が解除されるものとする。
一 前項第一号又は同項第二号に該当する者 日本国籍を有することとなつたとき又は第九条第二項各号のいずれかに該当することとなつたとき。

六 前項第六号に該当する者 適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、次のイ又は口に掲げる授業料等減免対象者が、それぞれ当該イ又は口に定める場合に該当することとなつたとき。
イ 第一号授業料等減免対象者 次に掲げる場合のいずれにも該当する場合
(1) 当該第一号授業料等減免対象者が、その生計維持者の扶養親族である子の数及び当該生計維持者に係る法第一条第三項の文部科学省令で定める者の数の合計が三人以上となつた場合
(2) 当該第一号授業料等減免対象者の生計維持者の扶養親族である子の数及び当該生計維持者に係る法第一条第三項の文部科学省令で定める者の数の合計が三人以上となつた場合
(3) 当該第一号授業料等減免対象者の生計維持者に係る直近の資産の合計額が第十条第二項第三号ハに定める額に該当することとなつた場合
口 第二号授業料等減免対象者 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合
(1) 当該第二号授業料等減免対象者の生計維持者に係る直近の減免額算定基準額及び資産の合計額がそれぞれ第十条第二項第四号に定める額に該当することとなつた場合
(2) 公示対象学部等に在学することとなつた場合 (当該第二号授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る

六 前項第六号に該当する者 適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、次のイ又は口に定める額に該当することとなつたとき。
イ 及び口に定める額に該当することとなつたとき (施行令第二条第二項本文に規定する方法によつて算定した額が五万三千三百円以上十五万四千五百円未満である場合に限る)。
イ 第二号授業料等減免対象者 次に掲げる場合のいずれにも該当する場合
(1) 当該第一号授業料等減免対象者が、その生計維持者の扶養親族である子の数及び当該生計維持者に係る法第一条第三項の文部科学省令で定める者の数の合計が三人以上となつた場合
(2) 当該第一号授業料等減免対象者の生計維持者の扶養親族である子の数及び当該生計維持者に係る法第一条第三項の文部科学省令で定める者の数の合計が三人以上となつた場合
(3) 当該第一号授業料等減免対象者の生計維持者に係る直近の資産の合計額が第十条第二項第三号ハに定める額に該当することとなつた場合
口 第二号授業料等減免対象者 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合
(1) 当該第二号授業料等減免対象者の生計維持者に係る直近の減免額算定基準額及び資産の合計額がそれぞれ第十条第二項第四号に定める額に該当することとなつた場合
(2) 公示対象学部等に在学することとなつた場合 (当該第二号授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る

施行令第二条第二項本文に規定する方法によつて算定した額が五万三千三百円以上十五万四千五百円未満であつて、これらの者が有する資産の合計額が五千万円未満である場合に限る。)

七 前項第七号に該当する者 公示対象学部等に在学することとなつたとき (施行

令第二条第二項本文に規定する方法によつて算定した額が五万三千三百円以上十五万四千五百円未満である場合に限る。)

又は適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額及び資産の合計額がそれぞれ第十一条第二項第四号に定める額に該当することとなつたとき。

八 前項第八号に該当する者 第十三条第三項の規定による書類をその在学する確認大学等の設置者に届出したとき。

九 前項第九号に該当する者 届出事項 (第十四条の二に規定する事項をいう。) をその在学する確認大学等の設置者に届出したとき。

十 前項第十号に該当する者 減免認定又は減免変更認定の効力の停止の解除につけて、授業料等減免対象者から申出があつたとき。

確認大学等の設置者は、授業料等減免対象者が次の各号に該当するときは、当該授業料等減免対象者及び機構に対し、その旨を通知するものとする。

一 第一項の規定により減免認定又は減免変更認定の効力が停止されたとき。

二 前項の規定により減免認定又は減免変更認定の効力の停止が解除されたとき。

七 前項第七号に該当する者 公示対象学部等に在学することとなつたとき (施行

令第二条第二項本文に規定する方法によつて算定した額が五万三千三百円以上十五万四千五百円未満である場合に限る。)

又は適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額及び資産の合計額がそれぞれ第十一条第二項第三号イ及びロに定める額に該当することとなつたとき。

八 前項第八号に該当する者 第十三条第三項の規定による書類をその在学する確認大学等に届出したとき。

九 前項第九号に該当する者 届出事項 (第十四条の二に規定する事項をいう。) をその在学する確認大学等に届出たとき。

十 前項第十号に該当する者 授業料等減免対象者としての認定の効力の停止の解除について、授業料等減免対象者から申出があつたとき。

確認大学等の設置者は、授業料等減免対象者が次の各号に該当するときは、その者及び機構に対し、その旨を通知するものとする。

一 第一項の規定により授業料等減免対象者が次の各号に該当するときは、その者としての認定の効力が停止されたとき。

二 前項の規定により授業料等減免対象者としての認定の効力が停止されたとき。

4 第一項の規定により減免認定又は減免変更認定の効力が停止され、又は第二項の規定により減免認定又は減免変更認定の効力の停止が解除されたときは、その解除の日の前日の属する月の翌月から、授業料減免を停止又は再開する。

5 【略】

(国内に住所を有しない者等に係る減免額算定基準額の算定)

第十九条 施行令第二条第二項ただし書の文部科学省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 選考対象者 (法第四条第一項第二号の認定事由に該当する者として減免認定を受けようとする者に限る。第三号及び第四号において同じ。)若しくは授業料等減免対象者又はその生計維持者が施行令第二条第二項ただし書に規定する市町村民税の所

税の所得割の賦課期日において地方税法の施行の施行地に住所を有しない場合

二 生計維持者の死亡、災害その他の予期しなかつた事由が生じたことにより緊急に授業料等減免を受けること (既に減免認定又は減免変更認定を受けている学生等にあつては、授業料減免の額を変更すること) が必要となつた場合

4 第一項の規定により授業料等減免対象者としての認定の効力が停止され、又は第二項の規定により授業料等減免対象者としての認定の効力の停止が解除されたときは、その解除の日の前日の属する月の翌月から、授業料減免を停止又は再開するものとする。

5 【同上】

(国内に住所を有しない者等に係る減免額算定基準額の算定)

第十九条 施行令第二条第二項ただし書の文部科学省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 選考対象者若しくは授業料等減免対象者又はその生計維持者が施行令第二条第二項ただし書に規定する市町村民税の所

得割の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しない場合

二 生計維持者の死亡、災害その他の予期しなかつた事由が生じたことにより緊急に授業料等減免を受けること (既に授業料等減免対象者としての認定を受けている学生等にあつては、授業料減免の額を変更すること) が必要となつた場合

4 第一項の規定により授業料等減免対象者が次の各号に該当するときは、その者としての認定の効力が停止されたとき。

5 【同上】

(第十条第五項に規定する多子世帯における生計維持者の扶養親族を除く。)が、

公示対象学部等(大学(短期大学を除く。)又は高等専門学校の学部等に限る。)に在学する者(通信による教育を受ける者を除く。)である場合であつて、施行令第二

条第二項本文に規定する方法によつて算定した額が五万三千三百円以上十五万四千五百円未満であるとき。

二 前項の規定により授業料等減免対象者としての認定の効力が停止されたとき。

三 【略】

四 選考対象者又は授業料等減免対象者が、公示対象学部等(大学(短期大学を除く。)又は高等専門学校の学部等に限る。)に在学する者(通信による教育を受ける者を除く。)である場合であつて、施行令第二

条第二項本文に規定する方法によつて算定した額が五万三千三百円以上十五万四千五百円未満であるとき。

2 [略]

別表第一 適格認定における学業成績の基準
(第十条、第十二条及び第十五条関係)

区分	学業成績の基準
廃止	次の各号のいずれかに該当する場合 (災害、傷病その他のやむを得ない事由によって該当する)こととなつた場合を除く)。
一 [略]	一 修得した単位数 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数。以下本表において同じ)の合計数が標準単位数の六割以下である)こと。

区分	学業成績の基準
廃止	次の各号のいずれかに該当する場合 (災害、傷病その他のやむを得ない事由によって該当する)こととなつた場合を除く)。
一 [回上]	一 修得した単位数 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数。以下本表において同じ)の合計数が標準単位数の五割以下である)こと。

区分	学業成績の基準
停止	警告 次の各号のいずれかに該当する)こと (災害、傷病その他のやむを得ない事由によって該当する)こととなつた場合を除く)。
停止	四 [略] 一 修得した単位数の合計数が標準単位数の七割以下である)こと (廃止の項第二号に掲げる基準に該当するものを除く)。
停止	四 [回上] 一 [回上]
停止	四 [回上] 一 [回上]

様式第一号を次のとおりに改め。
様式第1号 年 月 日

年 月 日

般

〔設置者の名称〕
〔代表者の氏名〕○申請者に関する情報
大学等の名称
(大学等の種類
(いすれかに○を付すこと)
(大学・短期大学・高等専門学校・専門学校)大学等の所在地
学長又は校長の氏名
設置者の名称
設置者の主たる事務所の所在地
設置者の代表者の氏名
申請書を公表する予定のホームページ
ページアドレス

□ 確認申請 大学等における修学の支援に関する法律施行規則第5条第1項に基づき確認申請書を提出します。
□ 更新確認申請書の提出 大学等における修学の支援に関する法律施行規則第5条第3項に基づき更新確認申請書を提出します。
※ 以下のいずれかの□にレ点(☒)を付けて下さい。
□ 以下の事項を必ず確認の上、すべての□にレ点(☒)を付けて下さい。 ○ この申請書(添付書類を含む。)の記載内容は、事実に相違ありません。 □ 確認を受けた大学等は、大学等における修学の支援に関する法律(以下「大学等修学支援法」という。)に基づき、基準を満たす学生等を減免対象者として認定し、その授業料及び入学金を減免する義務があることを承知しています。

□ 大学等が確認を取り消されたり、確認を辞退した場合も、減免対象者が卒業するまでの間、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。

□ 備考 表中の「」の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

官 印 31 月 3 年 7 令 和 申 令

- この申請書に虚偽の記載をするなど、不正な行為をした場合には、確認を取り消されたり、交付された減免費用の返還を命じられる場合があるとともに、申請対象者が卒業するまでの間、自らが費用を負担して、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。
- 申請する大学等及びその設置者は、大学等修学支援法第3条第2項第3号及び第4号に該当します。

○各様式の担当者名と連絡先一覧

様式番号	所属部署・担当者名	電話番号	電子メールアドレス
第1号			
第2号の1			
第2号の2			
第2号の3			
第2号の4			

○添付書類

※ 以下の事項を必ず確認し、必要な書類の□にレ点(☑)を付けた上で、これらとの書類を添付してください。(設置者の法人類型ごとに添付する資料が異なることに注意してください。)

〔1〕実務経験のある教員等による授業科目の配置」関係

- 実務経験のある教員等による授業科目の一覧表(省令で定める単位数等の基準数相当分)
- 実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書(シラバス)《省令で定める単位数等の基準数相当分》

〔2-①〕学外者である理事の複数配置」関係

- 《一部の設置者のみ》大学等の設置者の理事(役員)名簿
- 〔2-②〕外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置」関係
- 《一部の設置者のみ》大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織に関する規程とその構成員の名簿

- 〔3〕厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表」関係
- 客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料
- 実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書(シラバス)《省令で定める単位数等の基準数相当分》【再掲】
- 《私立学校のみ》経営要件を満たすことを示す資料
- 確認申請を行う年度において設置している学部等の一覧

学校コード	学校名
設置者名	

I. ①直前3年度の決算の事業活動収支計算書における「経常収支差額」の状況

経常収入(А)	経常支出(В)	差額(А)-(В)
申請前年度の決算	円	円
申請2年度前の決算	円	円
申請3年度前の決算	円	円

I. ②直前の決算の貸借対照表における「運用資産—外部負債」の状況

運用資産(С)	外部負債(Д)	差額(С)-(Д)
申請前年度の決算	円	円

II. 申請校の直近3年度の収容定員充足率の状況

収容定員(Е)	在学生等の数(Е)	収容定員充足率(Е)/(Е)
今年度(申請年度)	人	%
前年度	人	%
前々年度	人	%

大学・短期大学・高等専門学校で、II. 申請校の直近3年度の全ての収容定員充足率が8割未満の場合
申請前年度に当該学校を卒業した者について、今年度(申請年度)5月1日時点の状況について
(A) 又は (B) のいずれかを記載

申請校の直近の進学・就職率の状況(A) 学校基本統計を利用する場合	進学・就職率(И)/(Г)	%
申請前年度の状況	卒業者数(Г)	進学者数+就職者数(И)

申請前年度の状況	進学者数+就職者数(И)	進学・就職率(И)/(1)	%
申請前年度の状況	人	人	

(I. ②の補足資料)「運用資産」又は「外部負債」として計上した勘定科目一覧
○「運用資産」に計上した勘定科目

勘定科目の名称	資産の内容	申請前年度の決算における金額
		円
		円

○「外部負債」に計上した勘定科目

勘定科目の名称	負債の内容	申請前年度の決算における金額
		円
		円

備考 この用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

様似銀山町の巨石の多い山地など。

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄(合計欄を含む。)について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、

当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が10人以上には、「0人」と記載すること。

学校コード(13桁)	
学校名(○○大学等)	

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

	前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等(内数) ※家計急変による者を除く。	人()人	人()人	人()人
第I区分	人	人	人
(うち多子世帯)	(人)	(人)	人
第II区分	人	人	人
(うち多子世帯)	(人)	(人)	人
第III区分	人	人	人
(うち多子世帯)	(人)	(人)	人
第IV区分(理工農)	人	人	人
区分外(多子世帯)	人	人	人
家計急変による 支援対象者(年間)			人()人
合計(年間)			人()人
(備考)			

(備考)

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をい、第I区分、第II区分、第IV区分(理工農)とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令(令和元年政令第49号)第12条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄(合計欄を含む。)について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が10人以上には、「0人」と記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。)及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。)
年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確 定	人	人
修業単位数が「廃止」の基準に該当(専 修科を除く)については、履修科目の単 位時間数が廃止の基準に該当	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当(学修意 欲が著しく低い状況)	人	人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	人	人
(備考)	人	人
計	人	人
(備考)		

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であつて、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他のやむを得ない事由があると認められらず、遡って認定の効力を失つた者の数

右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。)及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。)
年間	人 前半期
	人 後半期

(3) 退学又は停学(期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。)の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

(備考)

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

人

退学	人
3月以上の停学	人
年間計	人

人

人

人

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月末満の期間のものに限り。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月末満の停学	人
訓告	人
年間計	人

(備考)

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限り。）
年間	前半期
	後半期

G.P.A.等が下位4分の1

人

人

人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

右以外の大学等

短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限り。）

年間

前半期

後半期

修得単位数が「警告」の基準に該当（単位制にない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が警告の基準に該当）

人

人

人

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第一号に掲げる長業料等減免対象者をいい、第1区分、第II区分、第IV区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(備考)

送付兼「印」の回一の回覈を次のとおり記入。
(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。
※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	
学校名（○○大学等）	
設置者名（学校法人○○学園等）	

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

	前半期	後半期	年間
※括弧内は多子世帯の学生等（内数）	人（ ）人	人（ ）人	人（ ）人
※家計急変による者を除く。	人	人	人
第I区分	（うち多子世帯）	（ ）人	（ ）人
第II区分	（うち多子世帯）	（ ）人	（ ）人
第III区分	（うち多子世帯）	（ ）人	（ ）人
第IV区分（理工農）	（ ）人	（ ）人	（ ）人
第V区分（多子世帯）	人	人	人
区分外（多子世帯）	人	人	人
家計急変による支援対象者（年間）			人（ ）人
合計（年間）			人（ ）人

(備考)

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度ご授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等减免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

3. 前年度ご受講料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

人間年間

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が座上の区分に該当したことにより認定の取消を受けた者の数

右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び單科学校（修業年限が2年以下のもの
---------	--

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

修業年限で卒業又は修了できないことが確 定	修業年限	年間	
		前半期	後半期
修得単位数が「廃止」の基準に該当 (単位制に従らない専門学校においては、履修科目の単 位時間数が廃止の基準に該当)	人	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意 欲が著しく低い状況	人	人	人

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であつて、当該学業成績が著しく不良である事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

年間	右以外の大学等	人 前半期	人 後半期	人
	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

（備考）	年間言 + 3ヶ月以上の停学	退学
------	-------------------	----

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

応じた学資支給金の額の判定（以下「適格認定における収入額・資産額等の判定」という。）を行うものとする。

2 第四十条第一項第二号に掲げる場合に行う給付奨学生及びその生計維持者に係る直近の資産の合計額及び支給額算定基準額が

第二十三条の二第二項第四号に定める要件に該当するかどうかの判定及び当該支給額算定基準額に応じた学資支給金の額の判定は、事由発生日の規定により適格認定における収入額・資産額等の判定が行われるまでの間は、前項の規定にかかるらず、三月ごと（事由発生日から起算して十五月を経過した後には、一年ごと）

では、一年ごと）に行うものとする。

3 〔略〕

（認定の効力の停止等）

第二十三条の十二 給付奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、給付奨学生認定の効力が停止されるものとする。

1 〔略〕

六 適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、給付奨学生及びその生計維持者に係る直近の資産の合計額又は支給額算定基準額がそれぞれ第二十三条の二第二項第四号に定める要件に該当しなくなつたとき。

7 〔略〕

2 前項の規定により給付奨学生認定の効力が停止された給付奨学生であつて次の各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に該当すると認められるときは、当該給付奨学生認定の効力の停止が解除されるものとする。

1 〔略〕

給額算定基準額に応じた学資支給金の額の判定（以下「適格認定における収入額・資産額等の判定」という。）を行うものとする。

2 第四十条第一項第二号に掲げる場合に行う給付奨学生及びその生計維持者に係る直近の支給額算定基準額が第二十三条の二第二項第四号に定める要件に該当することと

二項第四号イに定める額に該当するかどうかの判定及び当該支給額算定基準額に応じた学資支給金の額の判定は、事由発生日の規定にかかるらず、三月ごと（事由発生日から起算して十五月を経過した後には、一年ごと）

では、一年ごと）に行うものとする。

3 〔略〕

（認定の効力の停止等）

第二十三条の十二 給付奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、給付奨学生認定の効力が停止されるものとする。

1 〔略〕

六 適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、給付奨学生及びその生計維持者に係る直近の支給額算定基準額又は支給額算定基準額がそれぞれ第二十三条の二第二項第四号イ又はロに定める額に該当することと認められるときは、当該給付奨学生認定の効力の停止が解除されるものとする。

1 〔略〕

六 前項第六号に該当する者適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、給付奨学生及びその生計維持者に係る直近の支給額算定基準額又は資産の合計額がそれぞれ第二十三条の二第二項第四号に定める要件に該当することと

二項第四号イに定める額に該当するかどうかの判定及び当該支給額算定基準額に応じた学資支給金の額の判定は、事由発生日の規定にかかるらず、三月ごと（事由発生日から起算して十五月を経過した後には、一年ごと）

では、一年ごと）に行うものとする。

3 〔略〕

（認定の効力の停止等）

第二十三条の十二 給付奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、給付奨学生認定の効力が停止されるものとする。

1 〔略〕

六 適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、給付奨学生及びその生計維持者に係る直近の支給額算定基準額又は支給額算定基準額がそれぞれ第二十三条の二第二項第四号イ又はロに定める額に該当しなくなつたとき。

1 〔略〕

六 前項第六号に該当する者適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、給付奨学生及びその生計維持者に係る直近の支給額算定基準額又は資産の合計額がそれぞれ第二十三条の二第二項第四号イ又はロに定める額に該当することとなつたとき。

2 第四十条第一項第二号に掲げる場合に行う給付奨学生及びその生計維持者に係る直近の支給額算定基準額が第二十三条の二第二項第四号に定める要件に該当することと

二項第四号イに定める額に該当するかどうかの判定及び当該支給額算定基準額に応じた学資支給金の額の判定は、事由発生日の規定にかかるらず、三月ごと（事由発生日から起算して十五月を経過した後には、一年ごと）

では、一年ごと）に行うものとする。

3 〔略〕

（認定の効力の停止等）

第二十三条の十二 給付奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、給付奨学生認定の効力が停止されるものとする。

1 〔略〕

六 適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、給付奨学生及びその生計維持者に係る直近の支給額算定基準額又は支給額算定基準額がそれぞれ第二十三条の二第二項第四号イ又はロに定める額に該当しなくなつたとき。

1 〔略〕

六 前項第六号に該当する者適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、給付奨学生及びその生計維持者に係る直近の支給額算定基準額又は資産の合計額がそれぞれ第二十三条の二第二項第四号イ又はロに定める額に該当することと

二項第四号イに定める額に該当するかどうかの判定及び当該支給額算定基準額に応じた学資支給金の額の判定は、事由発生日の規定にかかるらず、三月ごと（事由発生日から起算して十五月を経過した後には、一年ごと）

では、一年ごと）に行うものとする。

3 〔略〕

（認定の効力の停止等）

第二十三条の十二 給付奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、給付奨学生認定の効力が停止されるものとする。

1 〔略〕

六 適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、給付奨学生及びその生計維持者に係る直近の支給額算定基準額又は支給額算定基準額がそれぞれ第二十三条の二第二項第四号イ又はロに定める額に該当しなくなつたとき。

1 〔略〕

六 前項第六号に該当する者適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、給付奨学生及びその生計維持者に係る直近の支給額算定基準額又は資産の合計額が五千円以上三億円未満であるとき。

2 第四十条第一項第二号に掲げる場合に行う給付奨学生及びその生計維持者に係る直近の支給額算定基準額又は支給額算定基準額が第二十三条の二第二項第四号に定める要件に該当することと

二項第四号イに定める額に該当するかどうかの判定及び当該支給額算定基準額に応じた学資支給金の額の判定は、事由発生日の規定にかかるらず、三月ごと（事由発生日から起算して十五月を経過した後には、一年ごと）

では、一年ごと）に行うものとする。

3 〔略〕

（認定の効力の停止等）

第二十三条の十二 給付奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、給付奨学生認定の効力が停止されるものとする。

1 〔略〕

六 適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、給付奨学生及びその生計維持者に係る直近の支給額算定基準額又は支給額算定基準額がそれぞれ第二十三条の二第二項第四号イ又はロに定める額に該当しなくなつたとき。

1 〔略〕

区分	廃止	別表 適格認定における学業成績の基準 (第23条の二、第23条の六及び第20条の十関係)	
		三 前項第五号に掲げる場合	十五万四千五百円
学業成績の基準			

区分	廃止	別表 適格認定における学業成績の基準 (第23条の二、第23条の六及び第20条の十関係)	
		一・二 「略」	一・二 「同上」
学業成績の基準			

区分	廃止	別表 表中の「」の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	
		一・三 「略」	一・三 「同上」
備考		備考	備考
警告	停止	第一條 この省令は、大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。 (経過措置)	二・三 「略」
警告	停止	第二条 令和七年度における第一条の規定による改正後の大学等における修学の支援に関する法律施行規則(以下「新規則」という)第十条第三項の規定の適用については、同項中「別表第二」とあるのは、「大学等における修学の支援に関する法律施行規則及び独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令(令和七年文部科学省令第十号)第一条の規定による改正前の別表第三」とする。	二・三 「同上」
警告	停止	第三条 この省令の施行の際現に第一条の規定による改正前の大学等における修学の支援に関する法律施行規則第十八条第一項(第六号に係る部分に限る)の規定により認定の効力が停止された授業料等減免対象者であつて、令和七年度に新規則第十八条第二項(第六号に係る部分に限る)の規定により認定の効力の停止が解除されたものに対する新規則第十四条第一項の規定の適用については、同項中「毎年十月」とあるのは、「大学等における修学の支援に関する法律施行規則及び独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令(令和七年文部科学省令第十号)の施行の日の属する月又は令和七年十月」とする。	二・三 「同上」
警告	停止	第四条 令和七年度における独立行政法人日本学生支援機構に関する省令(以下「機構省令」という)第二十三条の二第三項の規定の適用については、同項中「別表」とあるのは、「大学等における修学の支援に関する法律施行規則及び独立行政法人日本学生支援機構に関する省令(令和七年文部科学省令第十号)第二条の規定による改正前の別表」とする。	二・三 「同上」
警告	停止	第五条 この省令の施行の際現に第二条の規定による改正前の独立行政法人日本学生支援機構に関する省令第二十三条の十二第一項(第六号に係る部分に限る)の規定により認定の効力が停止された給付奨学生であつて、令和七年度に同条第二項(第六号に係る部分に限る)の規定により認定の効力の停止が解除されたものに対する機構省令第二十三条の八第一項の規定の適用については、同項中「毎年十月」とあるのは、「大学等における修学の支援に関する法律施行規則及び独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令(令和七年文部科学省令第十号)の施行の日の属する月又は令和七年十月」とする。	二・三 「同上」

○厚生労働省令第四十八号

卷之三

卷之三十一

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則の一部を改正する省令

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則（昭和四十年厚生省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

省令を次のように定める。
厚生労働大臣 福岡 資

様式第一号（第一条関係）

(表面)

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書					4-62	
戦 没 者 等	フリガナ (姓)	(名)	生年月日	明治・大正・昭和		
	氏名			年	月	日
	除籍時の本籍等	都道府県	死年月日	昭和・平成・令和		
	もとの身分	陸軍（軍人・軍属）	海軍（軍人・軍属）	年	月	日
請 求 者	フリガナ (姓)	(名)	生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和		
	氏名			年	月	日
	戦没者等との続柄	配偶者・子・父・母・孫・兄・姉・弟・妹・甥・姪・その他（ ）				
	住所	〒 都道府県				
電話番号	自宅・携帯 一 一					
区分	前回受給者・前回は別の者が受給・新規請求者で以下のいずれか（※） 1. 令和2.4.1～令和7.3.31に年金受給者が失権 2. 上記以外で過去に遺族のいずれも請求していない					
被 相 続 人	フリガナ (姓)	(名)	死年月日 戦没者等との続柄	令和 年 月 日		
	氏名			配偶者・子・父・母・孫・兄・姉・弟・妹・甥・姪・その他（ ）		
成 年 後 見 人 等	フリガナ (姓)	(名)	区分	成年後見人等・親権者等・ 国外居住請求者の代理人		
	氏名			配偶者・子・父・母・孫・兄・姉・弟・妹・甥・姪・その他（ ）		
住 所	〒 都道府県					
電話番号	自宅・携帯 一 一			国債の受領を市区町村長に委任する場合はその市区町村名		
国債の償還金希望支払場所	金融機関の所在地 都道府県	金融機関の名称			市区町村	
<p>上記により、「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」の特別弔慰金を請求します。</p> <p>なお、同順位者が数人ある場合は、次の事項を承諾の上、全ての同順位者を代表して特別弔慰金を請求します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 権利の裁定は全ての同順位者に対してしたものとみなされるため、他の同順位者は権利の裁定を受けた者に対し、各々の持分を主張することができます。 他の同順位者から各々の持分を主張された場合は、権利の裁定を受けた者の責任で調整を行います。 本請求書の請求者の氏名及び連絡先は、特別弔慰金の請求又は審査請求を行った他の同順位者に教示されます。下記の記載欄に記載の氏名が請求者の氏名と異なる場合は、請求者の氏名並びに下記記載欄の氏名及び連絡先が教示されます。 <p>令和 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 裁定都道府県知事 殿</p> <p>氏名</p>						

(A列4番)

3 2 1
 お従前の例による。
 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律(令和七年法律第十八号)による改正前の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則様式第一号による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。
 3 この省令の施行期日は、令和七年四月一日から施行する。
 2 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の施行措置(経過措置)
 1 附則

(裏面)

記載上の注意

- 選択できる項目は該当するもの(※印は該当する番号)を○で囲んでください。
- 電話番号は、日中連絡が取れる番号(自宅又は携帯のいずれか)を書いてください。
- 「除籍時の本籍等」の欄は、戦没者等の身分が準軍属のうち徴用工、内地における動員学徒、国民勤労報国隊員及び国民義勇隊員である場合は、戦没者等の死亡の原因となった負傷又は疾病の生じた当時配置され、又は出動していた工場、事業場等の所在する都道府県名を記載してください。
- 戦没者等の遺族の相続人が請求者である場合は、「請求者」の欄に相続人の氏名等を、「被相続人」の欄に戦没者等の遺族の氏名等を記載してください。
なお、その場合、「請求者」の欄の「戦没者等との続柄」の欄は記載不要です。
- 「成年後見人等」の欄は、請求者が次のいずれかに該当する場合のみ記載してください。
 - 成年被後見人、被保佐人、被補助人又は任意後見契約における本人のためにそれぞれ成年後見人、保佐人、補助人又は任意後見契約における任意後見人が代わって請求するとき(成年後見人等)
 - 未成年者のために親権を行う方、又は未成年後見人が代わって請求するとき(親権者等)
 - 国外に居住しているために国債の償還金等の受領を国内居住者に委任したとき(国外居住請求者の代理人)
- 「国債の償還金希望支払場所」の欄の「金融機関の名称」の欄は、国債の償還金を受取る場所として希望する、日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店の名称を記載してください。
- 表面の最下段の氏名は、請求者の氏名を記載してください。ただし、成年後見人等又は親権者等が代わって請求するときは、その氏名を記載してください。

(自治体使用欄)

国債交付取扱店名						
前回特別弔慰金受給者	受給者氏名		戦没者等との続柄		裁定記号番号	
令和2.4.1～ 令和7.3.31に 年金受給者が 失権	受給者氏名		戦没者等との続柄		証書記号番号	
	失権年月日		失権事由	□ 死亡 □ その他()		
弔慰金の受給者	受給者氏名		戦没者等との続柄		裁定記号番号	

○財務省告示第九十一号

関税法(昭和十九年法律第六十一号)第一百一一条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件(昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号)の一部を次のように改正し、令和七年四月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

令和七年三月三十一日

財務大臣 加藤 勝信

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を「」に順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に「重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げてないものは、これを加える。」

改 正 後			改 正 前									
輸出統計品目表 [略]			輸出統計品目表 [同左]									
統計番号	品 名	単 位		統計番号	品 名	単 位						
		I	II			I	II					
[略]			[同左]									
輸入統計品目表 [略]			輸入統計品目表 [同左]									
統計番号	品 名	単 位		統計番号	品 名	単 位						
		I	II			I	II					
[略]			[同左]									
04.01	[略]			04.01	[同左]							
04.02	ミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。)			04.02	ミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。)							
0402.10	一粉状、粒状その他の固形状のもの(脂肪分が全重量の1.5%以下のものに限る。) 一一砂糖を加えたもの			0402.10	一粉状、粒状その他の固形状のもの(脂肪分が全重量の1.5%以下のものに限る。) 一一砂糖を加えたもの							
110	一一独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの 一一その他のもの		K G	110	一一独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの 一一その他のもの		K G					

121	———関税割当制度による数量（以下この項において「学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量」という。）以内のもの	K G	121	———関税割当制度による数量（以下この項において「学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量」という。）以内のもの	K G
129	———その他のもの ———幼稚園、小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）、義務教育学校、夜間において授業を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の児童、児童若しくは生徒、政令で定める児童福祉施設若しくはこれに類する政令で定める施設の児童又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項、第10項若しくは第12項に規定する事業による保育を受ける児童若しくは同条第23項に規定する事業による遊び及び生活の場の提供を受ける乳児若しくは幼児の給食の用に供されるもの（以下この項において「学校等給食用のもの」という。）並びに配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのもの（以下この項において「飼料用のもの」という。）	K G	129	———その他のもの ———幼稚園、小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）、義務教育学校、夜間において授業を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の児童、児童若しくは生徒、政令で定める児童福祉施設若しくはこれに類する政令で定める施設の児童又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項、第10項若しくは第12項に規定する事業による保育を受ける児童の給食の用に供されるもの（以下この項において「学校等給食用のもの」という。）及び配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのもの（以下この項において「飼料用のもの」という。）	K G
211	———学校等給食用のもの		211	———学校等給食用のもの	
212	———関税割当制度による数量（以下この項において「学校等給食用の脱脂粉乳に係る共通の限度数量」という。）以内のもの	K G	212	———その他のもの	K G
216	———その他のもの	K G	216	———飼料用のもの	
217	———学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの	K G	217	———学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの	K G
221	———その他のもの	K G	221	———その他のもの	K G
	———独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの			———独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	
	———その他のもの			———その他のもの	K G

	222	-----学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の 限度数量以内のもの		K G		222	-----学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の 限度数量以内のもの		K G		
	229	-----その他のもの [略]		K G		229	-----その他のもの [同左]		K G		
0402. 21					0402. 21						
↓		[略]			↓		[同左]				
0402. 99					0402. 99						
04. 03					04. 03						
↓		[略]			↓		[同左]				
04. 10					04. 10						
	[略]				[同左]						
29. 01		[略]			29. 01		[同左]				
↓		[略]			↓		[同左]				
29. 04					29. 04						
		第2節 アルコール並びにそのハロゲン化誘導 体、スロホン化誘導体、ニトロ化誘導体 及びニトロソ化誘導体					第2節 アルコール並びにそのハロゲン化誘導 体、スロホン化誘導体、ニトロ化誘導体 及びニトロソ化誘導体				
29. 05		非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スル ホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 [略]			29. 05		非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スル ホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 [同左]				
2905. 11					2905. 11						
↓		[略]			↓		[同左]				
2905. 29		一二価アルコール			2905. 29		一二価アルコール				
2905. 31		[略]			2905. 31		[同左]				
2905. 32		[略]			2905. 32		[同左]				
2905. 39		---その他のもの -----1・6-ヘキサンジオール		K G	2905. 39	000	---その他のもの		K G		
100				K G							
900		---その他のもの [略]		K G							
2905. 41					2905. 41						
↓		[略]			↓		[同左]				
2905. 59					2905. 59						
29. 06					29. 06						
↓		[略]			↓		[同左]				
29. 20					29. 20						

		第9節 窒素官能化合物			第9節 窒素官能化合物		
29.21		〔略〕		29.21	〔同左〕		
29.22		〔略〕		29.22	〔同左〕		
29.23		第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリピド（レシチンその他のホスホアミノリピドについては、化学的に单一であるかないかを問わない。）		29.23	第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリピド（レシチンその他のホスホアミノリピドについては、化学的に单一であるかないかを問わない。）		
2923.10		〔略〕		2923.10	〔同左〕		
2923.40		〔略〕		2923.40	〔同左〕		
2923.90		—その他のもの		2923.90	—その他のもの		
100		—一水酸化トリメチルアダマンチルアンモニウム（A D A H）及び水酸化テトラエチルアンモニウム（T E A H）	K G	100	—一水酸化トリメチルアダマンチルアンモニウム（A D A H）及び水酸化テトラエチルアンモニウム（T E A H）	K G	
200		—シクロヘキシリ（エチル）（ジメチル）アンモニウム=プロミド及びシクロヘキシリ（エチル）（ジメチル）アンモニウム=ヒドロキシド	K G		〔新規〕		
900		—その他のもの	K G	900	—その他のもの	K G	
29.24		〔略〕		29.24	〔同左〕		
29.29		第10節 オルガノインオルガニック化合物、複素環式化合物及び核酸並びにこれらの塩並びにスルホンアミド		29.29	第10節 オルガノインオルガニック化合物、複素環式化合物及び核酸並びにこれらの塩並びにスルホンアミド		
29.30		〔略〕		29.30	〔同左〕		
29.33				29.33			
29.34		核酸及びその塩（化学的に单一であるかないかを問わない。）並びにその他の複素環式化合物		29.34	核酸及びその塩（化学的に单一であるかないかを問わない。）並びにその他の複素環式化合物		
2934.10		〔略〕		2934.10	〔同左〕		
2934.30		〔略〕		2934.30	〔同左〕		
		—その他のもの			—その他のもの		
2934.91		〔略〕		2934.91	〔同左〕		
2934.92		〔略〕		2934.92	〔同左〕		
2934.99		—その他のもの		2934.99	—その他のもの		
010		—スルトン及びスルタム —その他のもの	K G	010	—スルトン及びスルタム —その他のもの	K G	

29.35 、 29.42	〔略〕	091 092 099	————アセスルファムカリウム (1NN) ——リチウム=ビス(オキサラト)ボラート ————その他のもの	KG KG KG	091 099	————アセスルファムカリウム (1NN) ——新規 ————その他のもの	KG
	〔同左〕		29.35 、 29.42			〔同左〕	

○財務省告示第九十三号

令和七年三月三十一日

改正後

財務大臣 加藤 勝信
ける対象規定を改正後欄に掲げ

関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第九十二条第二項及び輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）第三十条第三項の規定に基づき、財務大臣が指定する税関官署は、次の各号に掲げる税関官署とし、平成二十一年二月十六日から適用する。

関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）第三十条第三項の規定に基づき、財務大臣が指定する税関官署は、次の各号に掲げる税関官署とし、平成二十一年二月十六日から適用する。

四十一	四十	三十九	三十八	三十七	三十六	三十五	三十四	三十三	三十二	三十一	三十	二十九	二十八	二十七
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
神戸税関小松島税関支署														
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
四十	三十九	三十八	三十七	三十六	三十五	三十四	三十三	三十二	三十一	三十	二十九	二十八	二十七	二十六

備考
表中の「」の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○財務省告示第九十四号

関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第二十五条第一項第一号イ及びロに規定する財務大臣が定める所得水準を第一号のとおり告示するとともに、同令第二十五条第一項、第四項及び第六項の規定に基づき、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の二第一項に規定する特恵受益国等、同条第二項に規定する同条第一項の規定による関税についての便益を与えない物品及び同条第三項に規定する特別特恵受益国を定めることとしたので、同令第二十五条第九項の規定に基づき、第二号のとおり告示し、それぞれ令和七年四月一日から適用する。なお、関税暫定措置法施行令第二十五条第一項第一号イ及びロに規定する財務大臣が定める所得水準並びに関税暫定措置法第八条の二第一項に規定する特恵受益国等及び同条第三項に規定する特別特恵受益国を告示する件（令和六年財務省告示第八十九号）は、令和七年三月三十一日限り廃止する。

令和七年三月三十一日

財務大臣 加藤 勝信

一 関税暫定措置法施行令（以下「令」という。）第二十五条第一項第一号イ及びロに規定する財務大臣が定める所得水準

令第二十五条第一項第一号イに規定する財務大臣が定める所得水準は、国際復興開発銀行が公表する統計（以下「世銀統計」という。）において「高所得国」に該当する所得水準とし、同号ロに規定する財務大臣が定める所得水準は、世銀統計において「高中所得国」に該当する所得水準とする。

二 関税暫定措置法（以下「法」という。）第八条の二第一項に規定する特恵受益国等、同条第二項に規定する同条第一項の規定による関税についての便益を与えない物品及び同条第三項に規定する特別特恵受益国等の指定

(一) 令第二十五条第一項の規定に基づき、法第八条の二第一項に規定する特恵受益国等を、次のとおり指定する。

アゼルバイジャン、アフガニスタン、アルジェリア、アルゼンチン、アルバニア、アルメニア、アンゴラ、イエメン、イラク、イラン、インド、インドネシア、ウガンダ、ウクライナ、ウズベキスタン、エクアドル、エジプト、エスワティニ、エチオピア、エリトリア、エルサルバドル、ガーナ、カーボベルデ、ガイアナ、カメルーン、ガンビア、カンボジア、北マケドニア、ギニア、ギニアビサウ、キューバ、キリバス、キルギス、グアテマラ、グレナダ、ケニア、コートジボワール、コスタリカ、コソボ、コモロ、コロンビア、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サモア、サントメ・プリンシペ、サンビア、シエラレオネ、ジブチ、ジャマイカ、ジョージア、シリア、ジンバブエ、スリランカ、スリナム、スリランカ、赤道ギニア、セントビンセント、セントヘレナ及びその附属諸島地域、セントルシア、ソマリア、ソロモンタジキスタン、タンザニア、チャド、中央アフリカ、チニジア、ツバルトーゴ、トケラウ諸島地域、ドミニカ、ドミニカ共和国、トルクメニスタン、トルコ、トンガ、ナイエリニア、ナミビア、ニウエ、ニカラグア、ニジェール、ネバール、ハイチ、パキスタン、バヌアツ、パプアニューギニア、パラグアイ、パングラデシュ、東ティモール、フィジー、フィリピン、ブータン、ブルキナファソ、ブルンジ、米領サモア地域、ベトナム、ベナン、ベネズエラ、ペラルーシ、ベリーズ、ベル、ボスニア・ヘルツエゴビナ、ボツワナ、ボリビア、ホンジュラス、マーシャル、マダガスカル、マラウイ、マリ、ミクロネシア、南アフリカ共和国、ミャンマー、モーリシャス、モーリタニア、モザンビーク、モルディブ、モルドバ、モロッコ、モンゴル、モンテネグロ、ヨルダン、ヨルダン川西岸及びガザ地域、ラオス、リビア、リベリア、ルワンダ、レソト並びにレバノン

(二) 令第二十五条第四項の表の第一項又は第二項の規定に基づき、法第八条の二第二項に規定する同条第一項の規定による関税についての便益を与えない物品は、次の表のとおりとする。

項名	特 惠 受 益 国 等	物 品	期 間
一 (一) フィリピン	一二一・九〇一五〇 一二二・九九一九九〇	四四・一八	
二 (二) 南アフリカ共和国 トルコ	〇八〇二・一二一〇〇〇 〇八〇六・二〇一〇〇〇	令和六年四月一日から令和八年三月三十一日まで	
三 トルコ	〇八〇四・二〇一〇九〇	令和七年四月一日から令和十年三月三十一日まで	

(三) 令第二十五条第六項の規定に基づき、法第八条の二第三項に規定する特別特恵受益国を、次のとおり指定する。

アフガニスタン、アンゴラ、イエメン、ウガンダ、エチオピア、エリトリア、ガンビア、カンボジア、ギニア、ギニアビサウ、キリバス、コモロ、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、ザンビア、シエラレオネ、ジブチ、スー丹、セネガル、ソマリア、ソロモン、タンザニア、チャド、中央アフリカ、ツバル、トーゴ、ニジェール、ハイチ、パングラデシュ、東ティモー